2　自隊維持のための装備品及び役務の一般的条件

1　この了解の下で提供される自隊維持のための装備品及び消耗品は、政府の財産である。

3　検証及び管理手続

2　国際連合は、国の部隊又は他の指名された政府職員と調整した上で、政府が提供する自隊維持のための装備品及び役務が国際連合総会で承認された質に関する基準を満たしていることを確保する責任を有する。

3　このため、国際連合は、政府によって提供される自隊維持のための装備品及び役務の状況、状態及び数量を検証する権限を有する。政府は、検証及び管理に関する事項についての連絡責任者を指名する。当該責任者は、通常その職務によって特定される。

4　検証手続は、合理性の原則によって規律される。その際、両当事者が、この了解（完全に満たされていない内容を含む。）の精神に合致するためにあらゆる合理的な手段を講じたか否かが評価され、また、事柄の重要性及びこの了解の内容が満たされていなかった期間の長さが考慮に入れられる。また、合理性を判断する基本原則は、政府及び国際連合によって提供される物品が、この了解が定める経費以外の追加の経費を国際連合又は政府に負担させることなくその軍用上及び運用上の機能を満たすか否かを内容とする。

5　検証及び管理手続の結果は、合意された支払適格を調整することを含め、相違を是正し、又は是正措置を決定するため、可能な限り低いレベルで行われる協議の基礎として用いられる。

6　自隊維持のための装備品及び役務の検証過程は、次の各検査から成る。

a　到着時検査

自隊維持のための装備品及び役務の最初の検査は、任務地域への到着後直ちに実施され、一箇月以内に完了するものとする。政府から権限を与えられた者は、合意された自隊維持能力を説明し、及び証明する。同様に、国際連合は、この了解に規定される国際連合が提供する自隊維持のための装備品及び役務について説明する。この合意の効力が生じた時点で、自隊維持のための装備品及び役務が既に任務地域内にある場合には、最初の検査は、ＵＮＭＩＳＳ及び指名された政府職員が共同で決定する日に実施され、その日から一箇月以内に完了する。

b　運用検査

運用検査は、部隊が任務地域に滞在する間、国際連合によって正当に指名された代表者により、運用上の要請に応じて実施される。国の部隊が自隊維持の責任を負う分野については、自隊維持能力が十分かつ満足すべきものであるか否かを評価する観点から、検査される。

c　その他の検査及び報告

追加的な検査は、ＵＮＭＩＳＳ司令官又は国際連合本部が必要とみなす場合には、実施することができる。

4　輸送

7　政府が提供する自隊維持のための装備品及び消耗品の輸送に係る経費は、附属書Ｃに掲げる額に含まれる二パーセントの輸送割増によって支払われる。それ以外に、自隊維持のための装備品及び消耗品の輸送経費は、支払われない。

5　ミッション適用係数

8　ミッション適用係数は、適当な場合には、自隊維持に対する支払月額に適用される。

6　亡失又は損傷

9　自隊維持に対する支払月額には、不可抗力事故における自隊維持のための装備品及び消耗品の亡失又は損傷を補償するための不可抗力事故係数が含まれるため、このような事故において装備品及び消耗品の亡失又は損傷が生じた場合には、国際連合は、追加の支払その他いかなる請求も受け入れない。

附属書Ｄ　定義

1　認められた国際連合準備基準

全ての部隊若しくは編隊、船舶、武器システム又は装備品が、ＵＮＭＩＳＳの任務の達成を可能にするために企画され、又は設計された業務又は機能を遂行することができなければならないことをいう。

2　消耗品

日常的に消耗される一般的な性質を有する補給品をいう。消耗品には、主要装備品、小規模の装備品及び要員のために用いられる戦闘用補給品、一般的及び技術的貯蔵品、防御用貯蔵品、弾薬及び爆薬その他基本的な日用品が含まれる。

3　部隊

この了解の下で、任務地域に配備された政府の全ての編成単位、要員及び装備をいう。

4　部隊所有装備品

ＵＮＭＩＳＳの活動の遂行に当たり、政府の部隊によって配備され、及び使用される主要装備品、小規模の装備品及び消耗品をいう。

5　国際連合が整備の責任を有する形態の提供

部隊所有装備品に対する支払制度であって、政府が装備品をＵＮＭＩＳＳに提供し、かつ、国際連合がその整備の責任を有する場合のものをいう。政府は、配備された主要装備品及び小規模の装備品を自国のために軍事上の資源として使用できないことに対し支払を受ける。

6　環境条件係数

極度の山岳の条件、気候条件及び地形条件のために政府の負担する増加額を考慮した係数であって、主要装備品並びに自隊維持のための装備品及び役務の支払月額に適用されるものをいう。この係数は、政府の負担する相当な追加の経費が予想される場合にのみ適用される。

7　司令官

国際連合事務総長の権限の下で任命され、ＵＮＭＩＳＳにおける全ての軍事活動に責任を有する将校をいう。

8　緊急放棄

司令官若しくは権限を与えられたその代理者によって承認された決定又は交戦規則中の規定に基づき、装備品及び補給品の保管及び管理を放棄する行動をいう。

9　一般公正市場価格

支払のための装備品の評価をいう。この評価は、標準初期購入価格に、主要な資産価値の上昇を加算し、並びにインフレーションによる調整及び事前の使用による減額をした額と、新規代替品購入額とを比較し、より低額である方として算定される。一般公正市場価格には、任務遂行に当たって関連する装備品の附属品を全て含む。

10　ＵＮＭＩＳＳの長

国際連合安全保障理事会の同意を得て国際連合事務総長によって任命され、ＵＮＭＩＳＳにおける国際連合の全ての活動に責任を有する特別代表又は司令官をいう。

11　敵対行為

一以上の交戦者の行動から生ずる事故であって、政府の要員又は装備品に対し、直接かつ著しい悪影響を及ぼすものをいう。別個の行為でも、それらが共通の背景に基づき相互に関連する場合には、一の敵対行為とみなすことができる。

12　敵対行為・緊急放棄係数

亡失又は損傷を政府に補償するため、自隊維持に対する支払月額の各分類及び政府が整備の責任を有する形態の提供に係る支払月額の予備部品の要素（又は見積整備月額の半分）に適用される係数をいう。

13　長距離輸送係数

政府が整備の責任を有する形態の提供制度の下で、予備部品及び消耗品の輸送に係る増加経費を補償するための係数をいう。